

## 枝幸町介護福祉士資格取得研修費助成金交付規則

平成31年3月13日規則第11号

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する介護福祉士として必要な知識及び技能を取得するための研修（以下「実務者研修」という。）を修了した者に対し、その研修受講に要する経費の一部を助成することにより、町内の介護職に従事する人材の育成確保と定着及び町民が介護に関する知識・技術を身につけることにより、地域社会の介護力の向上を目的とする。

(助成金の対象者)

第2条 助成金の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 枝幸町に住所を有している者
- (2) 町税等を滞納していない者
- (3) 実務者研修を修了している者
- (4) 次のいずれかに該当する者

ア 町内にある医療機関、介護事業所、障がい者支援事業所又は介護職員を必要とする事業所（以下「医療福祉施設等」という。）に就労している者

イ 医療福祉施設等への就労予定又は就労を希望する者

ウ 町内に居住する家族を在宅で介護する者

(助成金の額等)

第3条 助成金の対象となる経費（以下「経費」という。）は、実務者研修に直接必要となる経費であって、次の各号に該当する受講料、交通費及び宿泊料とする。ただし、他の機関等から受講料等の助成を受けることができる場合は、その額を控除した額とする。

- (1) 受講料 実務者研修受講料に10分の9を乗じて得た額以内とし、15万円を限度とする。
  - (2) 交通費 北海道内の研修地までに要する往復の鉄道賃（旅客運賃及び特急料金）、バス賃を最も経済的な通常の経路及び方法により算出した額とする。
  - (3) 宿泊料 当該研修1日につき1泊分の宿泊料とし、1泊あたり5千円を限度とする。ただし限度額に満たない場合は、その額とする。
- 2 前項各号の額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、介護福祉士資格取得研修費助成金交付申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 前項の交付申請には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 実務者研修の修了証明書又は受講修了を証明する書類の写し
- (2) 受講料の領収書の写し又はクレジット契約書等の受講料の確認ができる書類の写し
- (3) 他の機関等から受講料等の助成を受けている場合は、助成金の額が確認できる書類の写し
- (4) 宿泊料の領収書及び明細書（宿泊料、飲食代、駐車料金等が確認できるもの）
- (5) その他町長が必要と認める書類

3 交付申請は、研修が終了した日の翌日から起算して3月以内に行わなければならない。

(助成金の交付決定)

第5条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、介護福祉士資格取得研修費助成金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項により助成金の交付を決定したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定を受けた申請者の義務)

第6条 交付の決定を受けた申請者は、次の各号に掲げる事項を実施するように努めなければならない。

- (1) 枝幸町内に所在する医療福祉施設等に勤務している者は、原則として、交付を決定した日から起算して3年以上、勤務すること。
- (2) 枝幸町内に所在する医療福祉施設等に勤務していない者は、原則として、介護職員又は訪問介護員としての資格を必要とする医療福祉施設等に、交付決定した日から起算して3月以内に勤務し、継続して3年以上勤務すること。ただし、申請者の意思にかかわらず、医療福祉施設等の事情により、勤務できなかった場合は、更に9月間延長して勤務することを猶予する。
- (3) 前号の規定により、町内の医療福祉施設等への勤務が決定した者は、当該施設が発行する採用決定書を町長に提出しなければならない。
- (4) 第2号の規定は、町内に居住する家族の在宅介護を行うために実務者研修を受講した者は、その家族を介護している期間は適用しないものとする。
- (5) 前各号の規定において、町長が特別な事情があると認めた場合には、この限りでない。

(交付決定の取消し)

第7条 町長は、助成金の交付の決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

- (1) 助成金の交付の決定後3年以上、医療福祉施設等で介護に従事しないと認めるとき
  - (2) 助成金の交付の決定後1年以内に、医療福祉施設等に勤務しないと認めるとき。
  - (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
  - (4) その他町長が相当な理由があると認めるとき。
  - (5) 第1号及び第2号の規定は、医療福祉施設等の事情により勤務できない場合及び町長が特別な事情があると認めた場合には、この限りでない。
- 2 町長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消すときは、その旨を介護福祉士資格取得研修費助成金交付決定取消通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第8条 町長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、当該申請者が既に受領している助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

介護福祉士資格取得研修費助成金交付申請書

年 月 日

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 印（年 月 日生）  
 電話番号 \_\_\_\_\_

枝幸町介護福祉士資格取得研修費助成金の交付を受けたいので、必要書類を添えて次のとおり申請します。

実務者研修事業者名			
研修先市町村名			
研修実施日	年 月 日、 月 日、 月 日、 月 日、 月 日 年 月 日、 月 日、 月 日、 月 日、 月 日 計 日間		
助成金申請額 ※100円未満の端数は切捨て	・受講料分	円	・交通費分 円
	・宿泊費分	円	【合計】 円
振込口座	金融機関名	銀行・信金・農協・漁協・郵便局 店	
	口座番号等	種類： 普通・当座	口座番号：
	口座名義人	(フリガナ： )	

同意・申立・誓約事項	町税等の確認同意 (第2条関係)	私は、助成対象者要件を確認するため、担当職員が住民基本台帳の閲覧及び次の町税等の納入状況を確認（照会）することに同意します。 ・町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税 ・介護保険料、後期高齢者医療保険料 ・水道（下水道）使用料 ・保育料 ・その他税外収入
	他機関からの助成等申立 (第4条関係) ※該当する欄に☑し、必要事項を記入してください。	<input type="checkbox"/> 私は、（助成機関名： _____）より、助成金、 _____ 円の交付を受けています。 <input type="checkbox"/> 私は、国、北海道、民間等で実施されている他の類似の助成を受けていないことを申し添えます。
	就労の誓約 (第6条関係) ※該当する欄に☑し、必要事項を記入してください。	<input type="checkbox"/> 私は、助成金の交付決定日から3年以上、枝幸町内の施設において、介護職員等として勤務することを誓います。
		<input type="checkbox"/> 私は、助成金の交付決定日から3か月以内に枝幸町内の施設に就職し、介護職員等として3年以上勤務することを誓います。 <input type="checkbox"/> 私は、枝幸町内に居住する次の家族の在宅介護を行うことを誓います。（要介護者 _____）
署名 _____ 印		

就労証明 上記の者は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日付けで当事業所に採用（登録）し、介護職員として就労していることを証明する。 _____ 年 _____ 月 _____ 日 事業所 代表者 _____ 印
---

【事務処理欄】

受付年月日	添付書類等の確認	<input type="checkbox"/> 受講修了証写し	<input type="checkbox"/> 宿泊料領収明細書
年 月 日		<input type="checkbox"/> 受講料領収証写し	<input type="checkbox"/> 住基登録
担当者 印		<input type="checkbox"/> 他機関助成資料写し	<input type="checkbox"/> 町税等納付確認